

令和 6 年度 福祉教育推進事業実施要綱

1. 目 的

児童・生徒及び地域住民の福祉の心の醸成を図りつつ、福祉体験学習活動を高めるため、小中学校を指定し、社会福祉への理解と参加を高め、共に生き、共に支えあう地域社会をつくることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会とする。

3. 事業の実施方法

「令和 5 年度赤い羽根共同募金」からの配分金を活用し、令和 6 年度分において八峰町内の小学校 2 校と中学校 1 校を指定し、学校単位で目的遂行のために実施する。

4. 指定期間

単年度毎とする。

5. 活動費の交付額

活動に要する経費については、児童・生徒数の規模に応じ、基準額を八森小学校・峰浜小学校にあっては 1 校あたり年間 8 万円、八峰中学校にあっては年間 12 万円とする。

6. 申請と決定

(1) 申 請

指定を受けている小中学校は、別紙様式により八峰町社会福祉協議会長あてに申請するものとする。

(2) 決 定

八峰町社会福祉協議会長は申請に基づき、理事の中から選出した福祉教育推進部会等の意見をもとに決定する。

7. 学習の目標

(1) 社会福祉についての関心と理解を深める。

(2) 共に生き、共に支えあう福祉の心を醸成する。

(3) 社会連帯意識にもとづくボランティア活動の高揚を図る。

(4) 心の通い合う福祉のまちづくりを進める。

8. 指定校の活動

指定校における活動は、それぞれの学校と地域の実情にあわせて、独自の工夫と計画に基づくものとする。なお、活動としては、例えば次のようなことが考えられる。

(1) 広報・啓発活動

講演会・映画会などの開催、新聞・文集・作文などの作成、配布

(2) 調査・研究活動

地域要援護者の生活実態調査及び研究

(3) 体験学習を目的とした実践活動

福祉施設などへの訪問・入所者との交流

学校行事への高齢者・障害者などの招待、交流

ボランティア活動への参加

(4) 社会福祉関係行事への参加活動

ボランティア講座、社会福祉大会、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動への参加

(5) その他目的達成のため必要な活動

9. 社会福祉協議会の役割

(1) 事業を効果的に推進するため、学校など関係機関の連絡会を開催し、連絡調整に努める。

(2) 社会福祉施設・団体と協力し、ボランティア活動の場の開拓と必要な連絡調整を図る。

(3) 関係資料、情報の提供に努める。

10. 活動実績報告書の提出

事業終了後、八峰町社会福祉協議会長に報告する。